

資料提供	
令和7年12月28日	
担当課 (担当者)	家畜防疫課 (前田・錫木)
電話	0857-26-7286 090-8061-9109

## 高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除

米子市で確認された高病原性鳥インフルエンザについて、本発生農場の防疫措置が完了した12月6日（土）から21日間が経過する12月27日（土）まで移動制限区域内(3km以内)において家きんに異状が確認されなかつたことから、12月28日（日）午前0時をもって移動制限区域を解除し、併せて消毒ポイントを閉鎖しました。

### 記

#### 1 移動制限区域の解除

解除時期：12月28日（日）午前0時

区域内の家きん農場：4農場

#### 2 消毒ポイントの閉鎖

移動制限区域の解除に伴い、JA米子・あいみ果実選果場（米子市淀江町小波）、国道9号大山パーキング（大山町福尾）は12月28日（日）午前0時をもって閉鎖しました。

12月18日（木）午前0時に閉鎖した溝口展望駐車場（伯耆町金屋谷）、国道180号道路敷（米子市陰田）と併せ、消毒ポイント4箇所は全て閉鎖しました。

#### 3 防疫措置の経過

(1) 殺処分：12月2日（火）午前8時開始、12月4日（木）午前1時17分終了

(2) 処分鶏・汚染物品の埋却処分・農場消毒等：12月6日（土）正午終了〔防疫措置完了〕

(3) 搬出制限区域（3～10km）の解除：12月17日（水）午後5時

(4) 移動制限区域(3km以内)の解除：12月28日（日）午前0時

#### 4 県体制

移動制限区域の解除に伴い、12月1日（月）に設置した高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部は12月28日（日）午前0時をもって解散しました。

#### 5 今後の防疫対応

半径10km以内の9農場については1月3日（土）までの7日間、死亡羽数の推移の監視を継続します。その他、国内で高病原性鳥インフルエンザが続発している状況を踏まえ、警戒体制を継続し、県内養鶏場に対して消毒の徹底、人や車両の立入制限、野生動物の侵入防止対策の再確認、異状発生時の早期通報の徹底について引き続き指導を行います。

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。